●秘密の保持

相談者名や相談の具体的な内容は、担当相談員、調査委員 および大阪弁護士会会長が把握し、正当な理由なく開示され、 第三者に知られることはありません。

また、担当の相談員が「自分の事務所の弁護士と知り合いかどうか心配だ。」という場合には、お問い合わせの際にご相談ください。

●相談の流れ



※1 助言・援助

相談員は相談者に対して、解決に向けた適切な助言を行います。相 談者の希望に応じて、相談者が取りうる民事手続、刑事手続、懲戒請 求手続等の法的措置を説明します。

※2 調査手続

必要に応じて、調査委員会を設置するなどして、関係者のプライバシー等の人権を尊重しつつ速やかに調査を行います。また、必要があるときは、相談者、相手方、その他の関係者に対して、証拠となる文書等の提出を求めたり、事情聴取を行います。調査委員会は非公開です。

※3 具体的な対応

会長は、調査結果に応じて、相手方に対する指導、相手方所属事務 所に対する指導要請のほか、懲戒請求や謝罪等のあっせんを行います。

●相談先のご案内



相談の際は、「相談員名簿」に記載された相談 員(弁護士)の中から、1名を選んで直接、電話 又はFAXで連絡してください。

どの相談員にご相談いただいても結構です。

相談員は、秘密保持義務を負っていますので、相談員が、正当な理由なく、相談内容を外部に漏らす ことはありません。安心してご相談ください。

「相談員名簿」は、 大阪弁護士会ホームページに 掲載しています。

『アパソコンからのアクセスはこちら

大阪弁護士会ホームページ →「弁護士会の活動」→「会員への苦情」→ 「セクハラ・パワハラ・性別による差別的取扱い」

透り携帯電話からのアクセスはこちら



弁護士会館地下1階のレターケース室にも 相談員名簿」を置いていますのでご利用ください。

弁護士会では

「セクハラ・パワハラ・性差別苦情相談制度ガイドブック」を 発行しております。必要な方は大阪弁護士会館7階 委員会部人権課までお越しください。

大阪 弁護士会

大阪弁護士会に直接話をしたい方、または、どの 相談員に連絡して良いか分からない方は、大阪弁護 士会にご連絡ください。

電話番号(セクハラ・パワハラ・性差別の相談と申し出てください)

06-6364-1234

プメールアドレス

harassment@osakaben.or.jp



〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5 2018年1月発行





阪弁護士会では、「性差別、セクシュアルハラス メント及びパワーハラスメントの禁止に関する 規則」を定め、会内のセクシュアルハラスメント およびパワーハラスメントならびに性別による差別的取扱 いの発生を未然に防止するとともに、万一、問題が生じた 際にも、被害者のプライバシーを保護しながら、適切にこれ に対処することができるよう、専門の「相談員」が相談を お聴きします。

ご相談ください

セクシュアルハラスメント(セクハラ)とは?

他人に不快感を覚えさせる性的な言動をすること

パワーハラスメント(パワハラ)とは?

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や 人間関係などの職場内の優位性を背景に、 業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与え、 または職場環境を悪化させること

性別による差別的取扱いとは?

生物学的又は社会的な性差を理由として 差別的な取扱いをすること

●大阪弁護士会の「苦情相談」の対象

セクハラ・パワハラ等相談一般ではなく、下記の範囲に含まれるものに限定しています。一般のセクハラ・パワハラ等相談は、 大阪弁護士会総合法律センターの法律相談をご利用ください。

セクハラ・パワハラ・性差別…

- 1 大阪弁護士会に所属する「弁護士」からのもの
- 2 大阪弁護士会の「弁護士会活動」に関連するもの
- 例)大阪弁護士会が主催する法律相談やシンポジウム、 講演等に関連した行為
- 3 大阪弁護士会の「会員の職務」に関連するもの
- 例) 大阪弁護士会員の法律事務所で行われた行為 (事務職員によるセクハラ等も含む)

相談の対象になるかどうか分からない場合は、 まずはご相談ください!

セクハラ・パワハラ・性差別になりらる言動

--- セクハラになりうる言動 ---

- * 体に不必要に接触したり、体を執拗に眺めたりすること
- * 執拗に個人的な電話をしたり、Eメール、SNS等でメッセージを 送ったりすること
- * しつこく食事に誘うこと
- * 性的な写真・画像等を他人に見える場所で広げること
- * 異性の身体的特徴・容姿の良し悪し等を話題にすること
- * 「男の子、女の子」「おっさん、おばはん」等ふさわしくない呼び方、「女の職員」等と語頭に不必要に性別をつけること
- * 酒席で女性の座席を男性の隣に指定したり、お酌やダンスを強要したりすること

―― パワハラになりうる言動 ――

- * 書類や物を投げつけて叱責すること。机を叩いたり椅子を蹴ったりと威圧的な態度をとること(身体的な攻撃)
- * 「やめてしまえ」などの従業員としての地位を脅かす言葉、「おまえは小学生並みだな」「無能」などの侮辱、名誉棄損にあたる言葉、「バカ」「アホ」「ハゲ」「デブ」といったひどい暴言とともに叱責す

ること (精神的な攻撃)

- * 一人だけ別室に席を離して勤務させること。職場の全員が呼ばれている忘年会や送別会にわざと呼ばないこと。業務上必要な情報を与えないこと。話しかけても無視すること(人間関係からの切り離し)
- * とても一晩では処理しきれない量の業務を命じること。休暇をとらせないこと(過大な要求)
- * 仕事を与えないこと。清掃などの単純な作業ばかりさせること(過少な要求)
- * 私生活や休日の予定をしつこく聞くこと。携帯電話やロッカーなどの私物を覗き見ること (個の侵害)

―― 性別による差別的取扱いになりうる言動 ――

- * 募集又は採用、業務の分担、教育訓練の対象から男女のいずれかを 排除・優先したり、その条件を男女で異なるものとしたりすること
- * 退職勧奨の対象を男女のいずれかのみとしたり、その条件を男女で異なるものとしたりすること
- * 女性が婚姻、妊娠又は出産したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをすること

セクハラ・パワハラ・性差別を受けられた方へQ&A

■ 1 法律事務所の事務職員ですが、弁護士から繰り返し食事に誘われ、事務所の忘年会の後には「ホテルに行こう。」と誘われました。 どのように対処すれば良いでしょうか。また、このことを弁護士会に 相談することで、相手方に話がいき、嫌がらせを受けないか不安なのですが…

セクハラは、無視をしていたり、受け流しているだけでは多くの場合状況が改善しません。ためらわずに相談員にご相談ください。

相談する場合は、まず「相談員名簿」に記載された相談員(弁護士)の中から、1名を選んで直接連絡をしてください。相談員は、秘密保持義務(性差別、セクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントの禁止に関する規則13条)を負っていますので、正当な理由なく、相談内容を外部に漏らすことはありません。

相手方が、あなたが弁護士会に相談をしたことを知り、嫌がらせを すれば、その行為自体も指導や懲戒請求などの対象となる許されない 行為です。悩んでいるのならまずご相談ください。

②2 法律事務所の事務職員ですが、先日、経営者である弁護士に対し 有給休暇の申請をしたところ、弁護士から「事務所が忙しいこの時期 に、どうしても休暇をとらないといけない理由があるのでしょうか。」 「そんなに休んで仕事は大丈夫なのですか。もうすぐボーナスだという のに。」などと言われてしまい、そのときは反論もできず、結局、有給 休暇の申請を取り下げてしまいました。労働者には有給休暇を取得す る権利があると聞いたことがあるので、弁護士の対応には問題がある と思うのですが、自分から申請を取り下げたので仕方ないのでしょう か。このようなことでも大阪弁護士会に相談できますか。

A2 このような弁護士の対応はパワハラになりうるものです。有給休暇は、労働者が時季を特定して請求すれば、使用者が適法に時季変更権を行使しない限り、使用者の承認なくして成立しますので、使用者が有給休暇の取得を妨げることは許されません。また、有給休暇の取得に理由は問われません。上記発言は、直接的に取下げを指示するものではありませんが、取得理由を問い質したり、ボーナスの査定に影響するかのような発言をすることで、暗に取下げを促がしており、有給休暇の取得を妨害する違法な行為と評価される可能性があります。

「相談員名簿」に記載された相談員は、ハラスメント等に関する専門的知識を有する弁護士です。あなたが受けた言動に問題があると感じたのであれば、それがハラスメント等にあたるかどうかはっきり分からない場合でも、まずはご相談ください。